

高知健康科学大学における研究不正防止推進委員会規程

(目的)

第 1 条 本委員会は、大学内における研究不正防止に関する施策を策定し、その実施を推進するための中核機関である。研究活動における公正性と透明性を維持し、大学の社会的信頼を高めることを目的とする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会の構成について次の各号のとおりとする。

(1) 構成メンバー

委員会は、以下のメンバーで構成される。委員は、大学内の多様な立場から公平な視点を提供できるよう、バランスを考慮して選出される。

- (i) 学内研究者：各学部から推薦された研究者（特に研究倫理に関心を持つ者）。
 - (ii) 管理部門代表者：研究費管理部門や法務部門の責任者。
 - (iii) 外部有識者：研究倫理に精通した外部委員として独立した視点を提供できる者。
- ※外部有識者は、委員会の透明性および公平性を担保するために少なくとも 1 名以上とする。

(2) 委員長の選出

委員長は、委員の中から選出され、委員会の運営を統括する。委員長は、委員会の円滑な運営を図るとともに、不正防止施策の実施状況を定期的に確認し、必要に応じて学長や大学執行部へ報告する責任を負う。

(3) 委員の任期

委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(任務)

第 3 条 任務について次の各号のとおりとする。

(1) 不正防止施策の策定および推進

委員会は、大学全体での研究不正防止施策を策定し、その実施を推進する責任を負う。具体的には以下の任務を遂行する。

- (i) 不正防止ガイドラインの策定：研究者や学生に向けた研究倫理ガイドラインを策定し、これに基づく不正防止教育を行う。
- (ii) 不正防止プログラムの推進：研究倫理研修やセミナーを開催し、研究者、教職員、学生の倫理意識を高めるための啓発活動を推進する。
- (iii) 研究不正防止に関する啓発資料の作成：研究不正防止のための資料やパンフレットを作成し、学内外へ広報する。

(2) 内部監査および評価

委員会は、研究不正防止施策が適切に実施されているかを定期的に評価し、必要に応じて改善策を提案する。また、内部監査の結果に基づき、不正行為のリスクを評価し、リスク軽減策を策定する。

(3) 規程の改定および提案

委員会は、研究不正防止に関連する規程や方針の改定が必要と認められる場合、改定案を作成し、大学執行部に提案する。また、法令や外部機関の指針に基づき、必要な改正を随時行う。

(4) 不正行為の調査および対応支援

委員会は、研究不正が発覚した場合、調査委員会と連携し、公正かつ迅速な対応が行われるよう支援する。また、調査結果を踏まえた改善策を提案し、再発防止のための措置を講じる。

(5) 外部専門家との連携

委員会は、研究倫理に関する外部有識者と連携し、不正行為の調査や予防策について助言を受けることができる。特に、複雑な事案においては、外部の視点を取り入れた調査を推進する。

(会議の開催)

第4条 会議の開催について次の各号のとおりとする。

(1) 定例会議

委員会は、少なくとも年1回以上定例会議を開催し、研究不正防止施策の進捗状況を確認する。また、必要に応じて臨時会議を開催し、重要な案件や緊急の対応が求められる場合には迅速に対応する。

(2) 議事録の作成および公開

会議の議事録は、全ての委員が確認し、大学執行部へ報告される。必要に応じて、学内外に対しても適宜公開し、透明性を確保する。

(不正行為に関する通報および調査の支援)

第5条 不正行為に関する通報および調査の支援について次の各号のとおりとする。

(1) 通報窓口の運営

委員会は、研究不正に関する通報窓口の運営を支援し、通報者の保護を徹底する。通報内容は、厳格な機密保持のもとで扱われ、通報者に不利益が生じないよう配慮する。

(2) 不正行為調査のサポート

通報された研究不正行為に関しては、委員会が調査のサポートを行い、適切な対応がなされるよう監督する。調査結果に基づき、必要な改善措置を講じ、再発防止策を策定する。

(教育および啓発活動の推進)

第6条 教育および啓発活動の推進について次の各号のとおりとする。

(1) 研究倫理研修の実施

委員会は、大学内の研究者、教職員、学生に対して、研究倫理に関する定期的な研修を実施する。特に新規に着任した研究者や、初めて研究費を受け取る者に対しては、適切な教育を提供する。

(2) 倫理意識の向上

研究不正防止の啓発活動として、委員会は学内における倫理意識の向上を図るため、様々な情報発信を行う。パンフレットやオンラインコンテンツを通じて、研究倫理の重要性を学内外に広める。

(継続的な改善および報告)

第7条 継続的な改善および報告について次の各号のとおりとする。

(1) 定期評価とフィードバック

委員会は、研究不正防止策の実施状況や効果を定期的に評価し、改善が必要な点については速やかにフィードバックを行う。これにより、より効果的な不正防止体制を構築する。

(2) 年次報告書の提出

委員会は、年次報告書を作成し、学長および大学執行部に提出する。報告書には、不正防止施策の進捗状況、実施された改善措置、今後の課題などが含まれる。

附 則

1 この規程は、令和6年11月15日から施行する。